

令和6年 第3回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月28日 (木) 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 池田 新吾
6番 藤本 寿弘 7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義 9番 井野内由美子
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席最適化 (0人)
推進委員 幸森 秀樹 松本 邦彦 白木 洋 染田 通明 金丸 基治
7. 議案日程
報告第 5号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
議案第 7号 農地の所有権移転申請の件について
議案第 8号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は10名で議事録署名委員は3番委員と4番委員です。

よろしくお願い致します。

『報告第5号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第5号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書の2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理した事を報告します。申請件数4件の4筆です。申請番号1、場所は南町4丁目の1筆で、両地目とも畑、面積は316㎡です。個人住宅を目的とした有償の所有権移転です。申請番号2、場所は大字門川尾末字横枕の1筆で、両地目とも田、面積は792㎡です。住宅用地を目的とした有償の所有権移転です。申請番号3、場所は東栄町1丁目の1筆で、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地で、面積は90㎡です。個人住宅を目的とした有償の所有権移転です。申請番号4、場所は須賀崎2丁目の1筆で、両地目とも畑、面積は273㎡です。駐車場としての利用を目的とした、有償の所有権移転です。5頁をご覧ください。南町の古川公民館の西側に申請番号1の農地があります。7頁をご覧ください。町営橋ノ口団地から、川を挟んだ西側に申請番号2の農地があります。9頁をご覧ください。中央街区公園の北方向に申請番号3の農地があります。11頁をご覧ください。森迫胃腸科内科から県道を挟んだ北側に申請番号4の農地があります。以上、報告になります。

議長 説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。
次に、『議案第7号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第7号 農地の所有権移転申請の件について説明致します。議案書の12・13頁をご覧ください。農地法第3条による所有権移転です。次のとおり申請がありましたので審議を求めます。申請件数5件の6筆です。申請番号1、場所は大字門川尾末字軍野の1筆で、両地目とも田、面積は507㎡です。真正なる名義人の回復による無償での所有権移転になります。申請番号2、場所は大字加草字中村の1筆で、両地目とも田で面積は135㎡です。増反による所有権移転です。申請番号3、場所は大字加草字中村の1筆で両地目とも畑、面積は351㎡です。増反による有償の所有権移転です。申請番号4、場所は大字門川尾末字岡ノ前の2筆で、両地目とも畑、面積は合計で163㎡です。譲渡人の要望による、無償の所有権移転です。申請番号5、場所は大字加草字鴨原の1筆で、両地目とも田、面積は742㎡です。増反による有償の所有権移転です。15頁をご覧ください。木ノ宮神社の東方向に申請番号1の農地があります。17頁をご覧ください。中村公民館の東側に申請番号2・3の農地があります。19頁をご覧ください。門川町浄水場の北東方向に申請番号4の農地があります。21頁をご覧ください。加草地区県営住宅の北西方向に申請番号5の農地があります。以上、ご審議願います。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員 推進委員の白木です。3月25日に岡田係長案内のもと、金丸委員、米良委員、兒玉委員、松本推進委員と私の6名で申請番号1の現地確認を行いました。畔を取っ払い一枚の田にしてある状況です。譲渡人と譲受人は親戚関係であり何の問題もありません。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。申請番号1についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号2・3について推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員 推進委員の染田です。3月25日に岡田係長案内のもと、川崎委員、津島委員、私の4名で申請番号2・3の現地確認を行いました。中村公民館の入口右側に現地があります。現況は、譲受人より保全管理されており一部は野菜が作られています。申請番号2の譲渡人は、将来農地活用は困難と判断し申請番号3の譲渡人は、県外在住の為に、農地を譲りたいということで譲受人が農業をやりたい希望もあり申請に至っています。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。申請番号2・3についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号

議長	4について推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。3月25日に岡田係長案内のもと、金丸委員、米良委員、兒玉委員、松本推進委員、私の6名で申請番号4の現地確認を行いました。現在は、耕作している形跡はなく雑草が生い茂っている状態です。譲渡人の要望によるもので、何も問題ないと思います。以上、ご審議願います。
議長	説明が終わりました。申請番号4についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号5について推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。3月25日に岡田係長案内のもと、川崎委員、津島委員、私の4名で申請番号5の現地確認を行いました。場所は、加草共同墓地南側の鴨原地区、県営住宅団地手前の地で、現況は長年に渡り譲受人が借り受けて、水稻耕作されています。譲渡人が、将来の農地活用が困難と考え、譲受人に譲りたいと希望し話し合いが進められました。以上、ご審議願います。
議長	説明が終わりました。申請番号5についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。 次に、『議案第8号 現況証明(非農地証明)の発行について』を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第8号 現況証明(非農地証明)の発行について説明します。議案書の22頁をご覧ください。次のとおり、非農地証明があったので審議を求めます。申請1件の6筆です。申請番号1、場所は大字川内字論田が2筆で両地目とも田、大字川内字甲ノ口が4筆で3筆は両地目とも田、1筆は両地目とも畑です。面積は、合計で3,889㎡です。判定地目、利用状況ともに雑種地です。23頁～26頁に地図を掲載しております。25頁をご覧ください。赤木地区から県道八重原延岡線を西に進み、長原谷へ向かう途中に申請農地2筆があります。26頁をご覧ください。県道八重原延岡線から甲ノ口谷へ向かう途中に、申請農地4筆があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
幸森推進委員	推進委員の幸森です。3月21日に岡田係長案内のもと、池田委員、井野内委員、私の4名にて現地確認を行いました。論田の2筆は、赤木地区から東郷方面に行ったところの山間地域で、市ノ原に抜ける道があり、ちょうどその辺りにあります。現況は、放棄地の状況ですが、わりと管理をされている状況でした。甲ノ口は、赤木地区を過ぎて塩見の方に行く道を、約300m県道から入ったところにあります。ここも、山間地域ということもあり、雑草が茂っている現況です。そういう状況で

幸森推進委員	現況としましては、維持が困難であります。以上、ご審議願います。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。
藤本委員	譲渡人と譲受人は、親子関係になりますが、相続はされていますか。この案件が出た時に、お話などはされてますか。
事務局	受付の際には、相続について説明をするようにしています。
藤本委員	農振地域ではないですか。
事務局	農振地域に関連して、農振解除・非農地証明として認めていいのかということですが、こちらの中で農振地域となる部分ですが、26頁の方をご覧ください。2筆が農振地域に当たりますが、どちらも山間部で周辺に農地が広がっているわけでもありませんでした。所有されている農地に関しては、まとめて非農地にするという申請がされています。
議長	他にご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方、挙手願います。 以上を持ちまして、令和6年第3回農業委員会定例総会を閉会します。

令和6年3月28日

議事録署名人

3 番委員

米良多恵子

4 番委員

安田元信